

財団法人千葉県民生委員児童委員協議会会員規程

(趣旨)

第1条 寄附行為第26条に規定する会員については、この規定の定めるところによる。

(会員)

第2条 会員とは本県の民生委員児童委員(千葉市民生委員児童委員を除く。)並びに本会の趣旨に賛同し、入会したものをいう。

(報告等)

第3条 本会は会員に対し次の事項を実施するよう努めなければならない。

- (1) 各年度の予算、決算及び事業の報告
- (2) 会の発行、発刊する機関紙、パンフレット等の配布
- (3) 会の発刊する社会福祉関係資料その他の資料の配布
- (4) 会の実施する各種調査の結果報告
- (5) 会の実施する大会、講習会、研修会への参加案内

(会費)

第4条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は、一人年額4,400円とする。

(会費の納入)

第5条 会費は一括納入とし、毎年7月末日までに納入するものとする。

(会費の減免)

第6条 会長は、会員に特別の理由があると認めるときは、会費を減免することができる。

(退会・除名)

第7条 会員は、次の場合に退会するものとする。

- (1) 民生委員児童委員を辞任したとき
- (2) 退会の申し出があったとき
- (3) 除名されたとき

2 会員は会の名譽を毀損し、又はその趣旨に反した言動があったときは、